

2021年7月6日

【朝鮮半島レポート】第25回

北朝鮮の金融業の現況（中） ——「北朝鮮の産業 2020」から

朝鮮半島経済研究会

北朝鮮が経済事情の変化に合わせ、金融分野で新たな取り組みを見せ始めている。中央集権的な計画経済体制を維持する北朝鮮の金融は中央銀行である朝鮮中央銀行の役割が極めて大きい。近年は商業銀行の設立など二元的銀行制度への移行が進んでいると伝えられている。韓国の政府系金融機関である韓国産業銀行がまとめた『北韓（北朝鮮）の産業 2020』から、中央銀行の動向を中心に北朝鮮の金融業の現況を抜粋・要約して紹介する。

【ポイント】

- ① 1946年10月に設立された朝鮮中央銀行は本店（平壤）および12の道（市）支店と220の市・郡支店で構成され、当該地域の金融事業を管掌している。
- ② 中央銀行は発券、通貨調節、支払決済制度の運営、国庫金の管理などの固有機能と信用機能、特殊機能を持つが、2015年以降、各地に商業銀行が設立されたことで一部の機能を移管したようだ。
- ③ 中央銀行は近年、業務遂行で現れた問題点を解決するため、信用業務の分離やカード事業の開始などの新たな試みも行っている。

■朝鮮中央銀行の沿革

北朝鮮における中央銀行の設立は、植民地支配からの解放と同時に平壤に駐留したソ連軍政の主導によって開始された。

ソ連軍政は北朝鮮地域の銀行を掌握し、1945年12月には銀行を統制するための金融監督機構である計算所を朝鮮銀行（日本の朝鮮統治時代の特殊銀行）平壤支店に設置した。

北朝鮮は1946年2月の北朝鮮臨時人民委員会の樹立後、民主改革の過程で銀行国有化を実施し、10月29日には臨時人民委員会直属の「北朝鮮中央銀行」を新設した。北朝鮮地域に最初に設立された銀行であった。

北朝鮮は1959年2月に北朝鮮中央銀行を朝鮮民主主義人民共和国中央銀行

(以下、中央銀行)と改称した。

1972年12月の社会主義憲法の制定とともに、中央銀行は国家の行政執行機構である政務院(現内閣)の所属となり、国家財政計画を後押しする金融機関となった。1976年に銀行制度を改編し、産業銀行を中央銀行に統合して朝鮮中央銀行に中央銀行の固有業務と商業銀行の業務まで全て担当させることとした。単一銀行体系が確立され、現在もこの体系が基本的に維持されている。

1980年代中盤以降の社会主義圏における金融市場の改革・開放と1990年代の財政難の悪化により変化を模索することになった。2004年の「中央銀行法」の制定で朝鮮中央銀行はその地位と役割が明文化された。

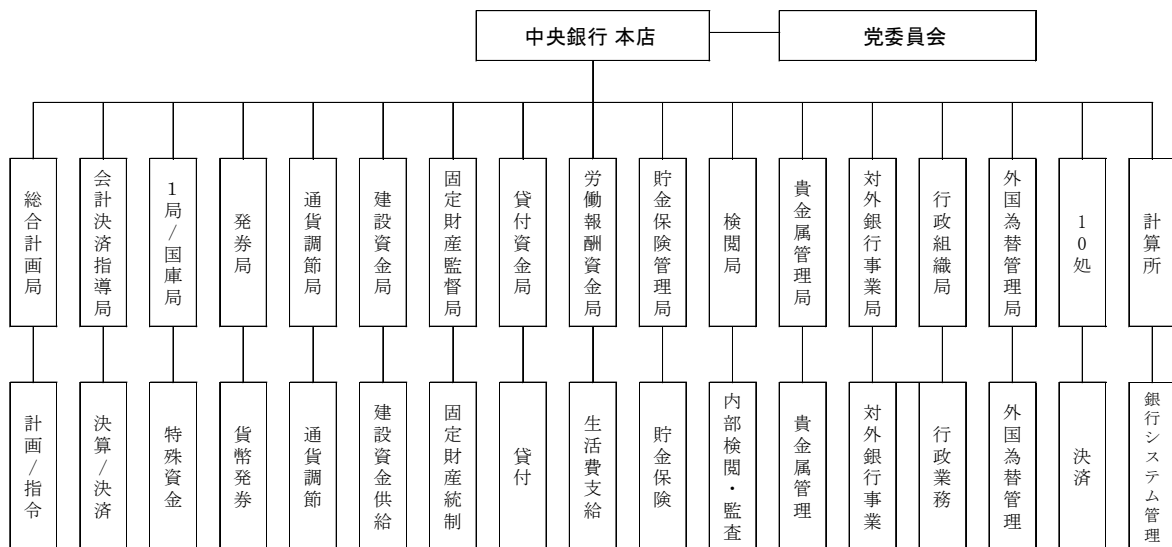
2010年代半ばには、中央銀行の商業銀行機能を分離して、商業銀行に移管し、2015年には個人対象のカード発行を通じた決済方式を導入した。

■中央銀行の組織体系

中央銀行は本店(平壤)、12の道(市)支店(9つの道と平壤、羅先、南浦特級市に所在)と220の市・郡支店で構成され、当該地域の金融事業を管掌している。

代表者は総裁(2021年6月現在はチェ・ソンハク氏)であり、複数の副総裁がともに活動中だと伝えられている。本店は行政組織局、総合局をはじめとする10以上の局で構成されている。

図表1 中央銀行本店の組織体系



資料:キム・グァンジン(2007)、「北朝鮮の外貨管理システムの変化の研究」、北韓大学院大学校修士論文、p.26

総合計画局は国家の財政計画にともなう資金供給計画と予算計画を樹立して傘下の支店に下達し、その執行を管理・監督する役割を遂行している。

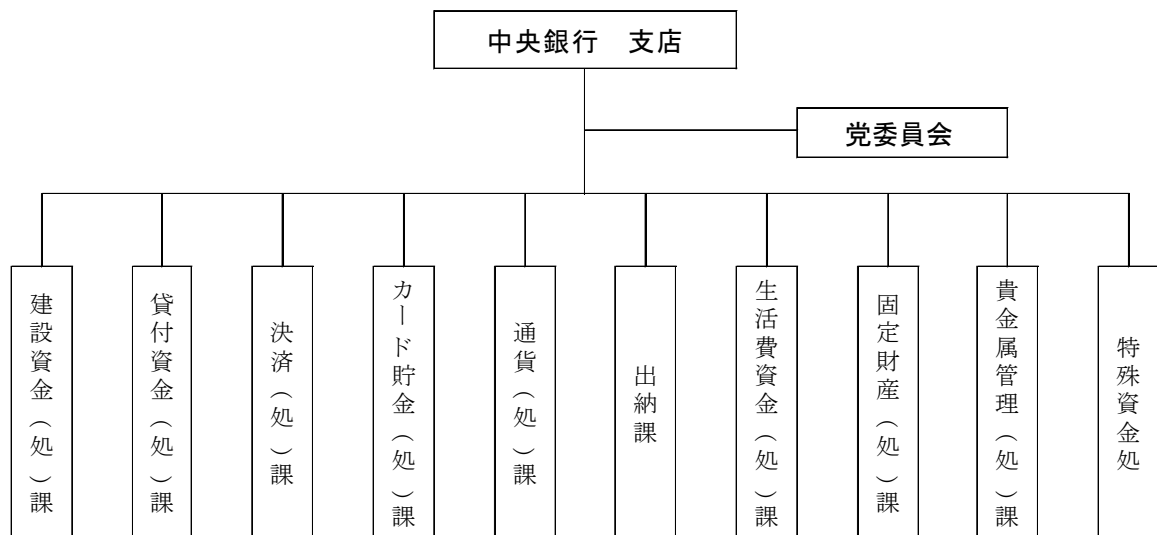
本店には貨幣発行を担当する発券局、資金供給を担当する建設資金局および固

定財産監督局、貸付資金局、貯金保険管理局、その他の金融機関と支店の金融活動を監督する検閲局、外国銀行との協力事業を管掌する対外銀行事業局などがある。

中央銀行の道支店と市・郡支店の行政責任者は支配人（支店長）で、代理役を務めることができる副支配人がいる。12の道支店では、建設資金処および固定財産処、貸付資金処など10余りの業務領域に区分されており、220の市・郡区域支店は特性に応じて、5－8程度の業務領域で区分されている。

当該部署長（道支店は処長、郡支店は課長）は、当該部署の全ての業務に対する決裁などを統括し、実務執行者である銀行指導員（または部員）は、機関、企業所および個人との取引などの関連業務を行なう。

図表2 中央銀行支店の組織体系



資料：韓国産業銀行（2009）、「北朝鮮の中央銀行の機能の変化と展望」『産銀調査月報』2009年1月号、p.7

■ 中央銀行の主要機能

北朝鮮の中央銀行は内閣直属の機関であり、内閣の行政的統制を受けている。中央銀行の機能は、大きく固有機能と信用機能、特殊機能とに区分することができる。

中央銀行の固有機能には、発券、通貨調節、支払決済制度の運営、国庫金の管理などがある。北朝鮮には、韓国の金融監督院のような専門的かつ常設的な金融監督機関が存在せず、中央銀行がそれ以外の金融機関に対する監督・統制機能を遂行している。（中央銀行法第43条で規定）

中央銀行は、企業が財政計画の他に追加的な資金需要が発生する場合に貸付をしたり、国家機関、企業所および個人を対象として預金業務を遂行したりするなどの信用機能も担当する。

中央銀行の特殊機能は、国家資金の供給や国家の機関、企業所の固定財産登録と評価、特殊資金運用などである。2015年頃からは電子決済カードを発行し、その運用業務も遂行している。

このように中央銀行は、発券などの固有機能、預貸業務、カード運用など経済の運営形態に応じた特殊機能も遂行しているが、2015年以降、各地域に商業銀行が設立されたことで一部の機能を移管したもようである。

■中央銀行の主要業務

(1) 国家資金供給

資金供給とは、国家機関、企業所の計画遂行に必要な資金を国家の財政計画に従い国家予算から供給することをいう。現在は生産的および非生産的固定財産の拡大、そして非生産機関、企業所、団体の運営に必要な資金を財政計画に従い国家予算から供給している。

資金供給は機関、企業所の必要資金を国家予算から支援するという側面では「国家財政」の1つの形態だが、同時に銀行を通じて支援されるという意味で「金融」の1つの形態とみなすことができる。

資金供給は①基本建設資金の供給、②大補修資金の供給、③経費予算資金の供給等に区分される。

基本建設および大補修資金は、独立採算制および予算制の機関、企業所に、経費予算資金（社会福祉資金）は予算制の機関、企業所にそれぞれ配分される。

資金供給の目的は、生産手段の社会的所有のための固定財産の新設に対する資金保障であり、資金供給の特徴は、計画的かつ償還しない国家資金供給ということにある。

(2) 信用

一貸付

中央銀行法には、資金が不足している金融機関に対する貸付についてのみ規定されており、機関、企業所、団体への貸付については明示されていない。しかし中央銀行支店には貸付（処）課があり、企業所に貸付業務を行なっている。北朝鮮の銀行は、貸付を収益確保のための手段ではなく、機関、企業所の経営を改善するために財政的な統制を強化する手段として利用している。

貸付の形態には、①国営企業所貸付、②協同団体貸付、③その他貸付——があり、金利は年2—6%である。（図表3を参照）

銀行の貸付財源は、住民貯金、保険料、個人送金資金、銀行自己資金、機関、企業所の預金口座資金、その他資金である。銀行は貸付財源の範囲で機関、企業所別、貸付形態別に計画を立てて貸付限度を定め、その範囲内で貸付を行なっている。

90年代中盤以降、国家資金の供給中断により企業の資金不足現象が拡大し、銀行貸付に対する需要が増加したが、銀行の貸付財源の不足により、事実上貸付システムは麻痺した。一部の企業は銀行からの借り入れが困難なため、非合法の金融業者を通じて資金を解決していたが、2014年に社会主義企業責任管理制が導入

されて以降、銀行を通じて個人の遊休資金を借りることが可能になった。

図表 3 北朝鮮の貸付体系

| 貸出の種類 | 内容 | 利子率 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 計画貸付 | 正常な生産活動のための計画上の貸付 | 国営機関、企業所(年2—4%) 協同団体、その他(年3—6%) |
| 調節貸付 | 生産計画の追加等、客観的に妥当な要因で発生する追加の資金需要に対する貸付 | |
| 補充貸付 | 計画不履行、経営失敗により発生する追加の資金需要に対する貸付 | |

資料：キム・ヨンフィ（2008）「北朝鮮の金融の現況と問題点」『産銀調査月報』2008年8月号、p. 114

2003年に総合市場が登場し個人を主体とする商行為に対する制度的な枠組みが構築されたことで、個人の資金の需要は大幅に増加した。しかし、北朝鮮の銀行には個人に対する貸出機能がないことから、高利貸金業が盛んになり、法律的な裏付けがない条件の下で、個人資金を借用し返済しないなど、個人間の債権・債務の発生が社会的な現象として拡散した。

一 預金（貯金）

北朝鮮では一般的に貯金と預金を同じ意味で称することが多いが、厳密には、個人の預け金は貯金、企業所の預け金は預金と明確に区分されている。個人の貯金は貯蓄性預金であるが、企業の預金は通貨性預金として利子が支払われない。すなわち預金は、機関、企業所が貨幣取引のために銀行に開設した口座に預けておいた一時的な遊休資金にすぎない。

しかし、北朝鮮は2002年の経済管理改善措置（以下「7. 1措置」）以降、機関、企業所の生産物の販売に対する現金収入を一部許容する一方、現金を銀行に集中させるために、本来の基本口座の他に貯蓄性の預金口座を別途開設できるようにした。

2014年の経済管理改善に関する金正恩談話（「5. 30談話」）により、企業の経営活動における自律性が大幅に拡大したことで、外貨収入と外貨支出も可能になった。これにより企業の外貨預金口座の開設も督促している。

「7. 1措置」以前は自発的な貯金はほとんど行われなかった。労働者に支払われる給与自体は家族が1ヶ月生活できる程度であり、実質的に余裕資金を捻出することが難しかった。巨額を貯金する場合、現金の出所が明らかになることを恐れ、貯金を避けていた。銀行の現金不足により貯金の引出しが自由にできない問題もあった。

このようなことから国内金融は住民から信頼を失い、市中の余裕資金を還収・流通させるという本来の機能を失っていた。したがって、住民貯金の自由な入出金を保障し、余裕資金を産業資金化するための商業銀行の設立が緊急な課題とし

て提起されていた。

一 保険

北朝鮮において保険は、対象によって財産（物的）保険と人体（人的）保険に区分される。財産保険は洪水、落雷、火災、地震、台風、津波などで起こり得る財産の損失を予防し、発生した損害を補償する保険であり、人体保険は、保険契約者が死亡したり、労働能力を喪失したりしたとき、または保険期間が満了したときに保険金を支払う保険である。

人体保険には生命保険、こども保険、災害保険、旅客保険などがある。生命保険、こども保険、災害保険は任意保険であり、旅客保険は義務的な保険である。しかし、実際には全ての人体保険は義務性を帯びている。

こども保険は、父母を通じて機関、企業所で義務的に加入しており、勤労者もまた義務的に生命保険と災害保険に加入する。保険契約申請書は本人が作成するわけではなく、給与計算および支払業務を担当した経理員あるいは財政簿記指導員が作成する。保険金額と期間も給与の大きさによって任意に定められ、満期になると担当者が該当する銀行から保険金を引き出し支給する。

最近では中央銀行が保険の入出金業務を主に担当する一方、保険と関連した行政業務は民族保険総会社が専門的に行なっている。

（3）貨幣流通

一 無現金流通

無現金流通は、機関、企業所、団体間の生産手段取引などに適用される貨幣流通形態であり、無現金決済を通じて実現される。無現金流通は現金を使わず、代金の支払いを請求または委任する決済書類に基づき、銀行に開設された機関・企業所の口座にて計算上で貨幣資金を移す方法で行われる。無現金流通の適用対象は、社会主義的所有（国家および協同的所有）の機関、企業所である。

北朝鮮が機関、企業所間の物資の取引に無現金流通方式を導入したのは、全ての貨幣資金を銀行に集中させ、銀行融資活動を通じて遊休貨幣資金を合理的に利用するとともに、物資の計画的な流通と資金循環を円滑に保障し無現金決済過程をコントロールしようとする事と関連する。

無現金決済方式には①即時支払請求書による決済、②支払委託書による決済、③無現金小切手による決済――などがある。

無現金流通の特徴は、適用範囲が明確に規定されていること、銀行を中心とした無現金の口座振替であるということ、財政計画および貸付計画、人民経済計画に基づいた決済であるということにある。

無現金決済は、資金供給および貸付など銀行の資金供給手段と密接に関連している。機関、企業所は、資金供給または貸付によって受け取った資金を無現金決済を通じて口座に入れ、この資金を無現金決済を通じて利用する。

無現金流通は、原則として機関、企業所間における財貨とサービスの供給に伴う代金決済においてのみ可能である。

資金の源泉は国家財政から供給された資金および銀行貸付資金などの機関、企業所の預金であり、これらの資金が不足すると代金を支払えない現象が現れる。北朝鮮では、工場稼働率の低下により機関、企業所間の無現金取引の範囲が大幅に縮小し、市場を通じた財貨の購入およびサービスの提供に対する現金取引が無現金取引を代替している。

――現金流通

現金流通は中央銀行の計画の下で、機関、企業所、団体、個人間の商品取引などに適用され、中央銀行と機関、企業所および個人間、機関、企業所と個人間、機関、企業所間、個人間で行われる。とくに2014年以降、企業所独自計画による物資の取引は現金による決済が可能になった。

中央銀行の現金収入と支出項目は図表4のとおりである。

図表4 中央銀行の現金支出・収入項目

| 現金収入 | 現金支出 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 商品代金 ■ 輸送、観覧料 ■ サービス料 ■ 住宅、不動産、水道、電気などの使用料 ■ 市場利用所得に対する国家予算収入金 ■ 貯金・保険など | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活費 ■ 賞金、奨励金、加給金など ■ 燃料年金など ■ 買取資金 ■ 委託買取資金 |

資料：キム・ヨンフィ（2009）「北朝鮮中央銀行の機能変化と展望」『産銀調査月報』2009年1月号、p.7

現金流通は、現金計画によって行われるが、現実的には現金計画による円滑な現金流通は容易でない。現金支出計画に反映されたものであっても、機関、企業所で生産計画を達成できず生活費（給与）の支払が大幅に減少することになれば支出計画を実行できない。商業流通機関の商品不足により商品販売収入が減少すれば、収入計画に支障をきたすことになる。生産物流通の計画的な保障と現金収入支出計画は密接に関連している。

中央銀行は現金流通をスムーズに行なうために、機関、企業所に現金保有限度を定め、常に統制している。

本来、北朝鮮における現金流通は、現金が銀行口座から機関、企業所の金庫を経て住民の手中へ、住民の手中から商業流通機関などを経て銀行へと還収される単純な循環構造を有している。勤労者に対する生活費（給与）の支払、買取品への支払い、農民に対する年末の現金分配などを通じて、銀行の現金が住民の手中に集中する。住民に対する現金支出は持続的に行われているが、支出された現金が還収される規模は大幅に減少し、伝統的な現金流通システムは事実上麻痺している。原因は、国営商店の物資不足と貯金返還の困難などによる住民の貯金忌避現象に起因するとみられる。

2003年以降、総合市場の設置により住民間の現金取引が活性化し、銀行から支出された現金の大部分が市場を中心に流通している。このような水漏れ現象は20年間続き、住民が保有している現金が国家予算額の2年分を超過するほどだという。

北朝鮮当局は、現金流通で現れている問題点を解決するため、国定価格の現実化、市場価格への上限適用、機関、企業所の現金取引の一部を認めるなどの一連の対策を打ち出したが、国营商店の物資不足が解決されていない状況で現金流通体系を復元するには力不足である。

北朝鮮は、2009年に住民の手中にある現金を金融圏へと集中させるための決定的な対策として貨幣改革を電撃的に断行し、旧券10万ウォンに限り100対1で交換し、それを超過する金額については銀行に保管させる措置をとった。これにより住民の手中にあった現金の大部分が銀行に集中したが、国营商業を通じた商品供給が解決されず、再び市場を中心に個人の懐に流れている。

中央銀行は、現金流通を円滑にすることを目的として、個人に内貨をチャージしてカード加盟店で使える電子決済カードである「全盛カード」を発行・運営（2015年）し、2020年にはモバイル機器を利用した決済システムを導入した。

北朝鮮は、モバイル決済システムの導入が貨幣流通を安定させ、紙幣の使用に起因するウイルスや菌の拡散を防ぐ役割を果たすとしながら、このシステムはサービス利用料金と各種使用料など、支払いのための新しい現金取引システムであると説明している。

このように北朝鮮は中央銀行が中心となり、経済建設に必要とされる資金需要を国内資金で解決するために、新たな金融商品の開発などを推進している。

本稿の無断転載を禁じます。

詳細は総務本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日経ビル11F

TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924